愛媛県西予市野村町惣川
三五八番　一号
一三二五番　二号
二八二三番一　三号
二九五〇番一　四号
二九九二番一　五号
三〇〇一番一　六号
八一一番　七号
三　長崎県白井岳地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を調川川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を平成十九年国土交通省告示第千五百九十一号で指定した長崎県立岩地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和三十五年建設省告示第三百十三号で指定した長崎県白井岳地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
長崎県松浦市調川町
上免　字福原　九九五番二　一号
字大坪　七九一番四　三号
字宮司　二〇番　六号
下免　字シガキ田　三一八番三　二号
中免　字井田代　四九四番一　四号
字前平　五二五番イ　五号
白井免　字八ツ手原　一〇七六番ホ　七号
四　大分県2号辛幸地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を国道百九十七号官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十一号と十二号を辛幸川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から十五号までを市道辛幸線に沿って順次結んだ線、標柱十五号と十六号を結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域
大分県大分市大字志生木字辛幸
三七〇六番三　一号
三七二七番　二号及び三号
三七二五番　四号
三六九三番　五号から八号まで
三六八二番一　九号
三六八三番三　十号
三六八二番七　十一号
三八五四番　十二号
三八五二番一　十三号
三九〇三番二　十四号
三九八番　十五号
三七〇一番　十六号

**○海上保安庁告示第三百十一号**

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三九度四分三七秒東経一四四度二五分二八秒、北緯三八度三分六秒東経一五一度四五分四九秒の各点を結んだ線及び付近

(ロ)　北緯四一度二〇分二〇秒東経一四六度二六分一三秒、北緯三七度三分一一秒東経一四五度二七分二三秒の各点を結んだ線及び付近

ロ　期間　平成二十一年十一月十七日から平成二十一年十二月十三日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳ測位装置、マルチビーム音響測深機、海上重力計、海底地震計等による海底地形、地質、地殻構造等の調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十四号（平成二十一年十一月六日発行）、一管区水路通報第四十二号（平成二十一年十一月六日発行）、二管区水路通報第四十二号（平成二十一年十一月六日発行）

**○防衛省告示第百九十六号**

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

| 信号符字 | 番号 | 名称 | 付与年月日 |
|---|---|---|---|
| ＪＳＬＭ | 五〇三 | はくりゅう | 平成二十一年十月十六日 |

**○防衛省告示第百九十七号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十一月二十三日から同月二十七日まで（予備、同月二十八日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦十四隻　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十一月二十四日（予備、同月二十五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百九十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十一月二十七日（予備、同月二十八日及び同月二十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十一月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日から十二月五日まで）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。